

広島県立びんご運動公園

民間活力導入事業公募設置等指針及び指定管理者募集要項に関する質問及び回答

令和6年2月29日

広島県 土木建築局 都市環境整備課

質問番号	質問対象	質問内容	回答
1	(募集要項 P5) 任意提案施設の費用負担について	図4「事業イメージ」表中の任意提案施設（大型遊具、園内トイレの改修等）の費用負担は「公共」となっていますが、P12「県による特定公園施設の整備費用の負担」表中の任意提案施設では本県の費用負担「なし」となっています。 これは、180,000千円以上の費用負担は行わないが、その費用を任意提案施設の費用に充てることは可能であるということでしょうか？	図4「事業イメージ」表中の任意提案施設（大型遊具、園内トイレの改修等）の費用負担については、「整備」に関しては「事業者」、「運営/管理」に関しては「公共」となります。 したがって、P12「県による特定公園施設の整備費用の負担」の本県の費用負担額（上限180,000千円）を、任意提案施設に充当することは考えていません。
2	(募集要項 P5) 設置管理許可施設「飲食機能」の位置づけについて	図4「事業イメージ」表中の設置管理許可施設「飲食機能（飲食店・売店等）」は指定管理者制度の自主事業という認識でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
3	(募集要項 P8) 公募対象公園施設から生じる利益を特定公園施設の費用に充てることについて	様式2-3の収支(A) - (B)に利益を記載して、様式2-2に収益等からの充当額を記載すればよろしいでしょうか？ 整合を図るため利益と充当額を一致させる必要がありますか？	様式2-3の収支(A) - (B)に利益を記載して、様式2-2に収益等からの充当額を記載してください。 様式2-3の利益と様式2-2の収益等からの充当額を一致させる必要はありません。

質問 番号	質問対象	質問内容	回答
4	(募集要項 P25) 公募設置管理制度 のリスク分担について	不可抗力リスクは事業者リスクとなっていますが、不可抗力による休業時にも使用料が発生しますか？	不可抗力による休業時にも使用料は発生します。ただし、県の要請や県の都合により長期間休業する必要がある場合は、協議のうえ決定するものとします。
5	(募集要項 P25、 P27) 公募設置管理制度 のリスク分担について	公募対象公園施設の維持管理コストの増大・減少は事業者のリスクとなっていますが、リスクが高いことが事業参入の障壁となります。 募集要項 P27 注) 4 と同等の対応や状況に応じた協議は可能でしょうか	リスクも踏まえた上で提案してください。なお、物価変動等による調整は、指定管理業務に係るコストに適用されます。
6	(募集要項 P25) 公募設置管理制度 のリスク分担について	需要変動に対するリスクが記載されていませんが、リスクが高いことが事業参入の障壁となります。状況に応じた協議は可能でしょうか？	リスクも踏まえた上で提案してください。
7	(募集要項 P26) 指定管理業務の リスク分担について	不可抗力による施設等の復旧が完了するまでの管理業務の実施への影響（休業等）は事業者のリスクとなっていますが、休業中の利用者対応や施設の維持管理を行う必要があると考えます。状況に応じた協議は可能でしょうか？	個別の状況に応じた協議は可能です。
8	(募集要項 P26) 指定管理業務の リスク分担について	需要変動に対するリスクが記載されていませんが、事例の少ない長期に及ぶ指定管理期間において、リスクが高いことが事業参入の障壁となります。状況に応じた協議は可能でしょうか？	社会情勢等を踏まえ、個別の状況に応じた協議は可能です。
9	(様式 3-5) 利用料金の設定 について	将来予測が困難なため、この度承認申請する利用料金は事業期間中に改定することは可能でしょうか？	条例で定める利用料金の範囲内で、個別の状況に応じて改定することは可能ですが、県の承認が必要です。

質問番号	質問対象	質問内容	回答															
10	(包括協定) 指定管理者包括協定について	長期に及ぶ指定管理期間において、事業の継続が困難となる可能性があります。第25条(指定期間の見直し)は「甲及び乙の事情等」に変更することは可能でしょうか？ または、合意による5年ごとの更新制等に変更することは可能でしょうか？	指定管理者の指定は、県議会の議決を経て行うため、指定期間を変更することや、5年毎の更新制に変更することはできません。 なお、指定管理料については、物価変動等に一定程度を超える変動が生じた場合、5年に1回改定を行うこととしています。															
11	応募団体について	SPCでの申請は可能でしょうか？	可能です。															
12	(募集要項P10) 公募対象公園施設の使用料	公募対象公園施設の使用料の額の最低額は税込の額との理解でよろしいでしょうか。	以下の表のうち、(1)(3)は税込み(課税)、(2)は税抜き(非課税)となります。 <table border="1" data-bbox="1151 676 2085 960"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設を設置して土地を使用する場合</td> <td>(1) 駐車場その他の施設(園路・広場・キャンプ場等既存の公園施設)の利用に伴って土地を使用する場合</td> <td>使用面積1㎡につき1年あたり</td> <td>743円 税込(課税)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) その他の場合(土地のみを使用する場合)</td> <td>使用面積1㎡につき1年あたり</td> <td>675円 税抜(非課税)</td> </tr> <tr> <td>公園施設の管理の許可を受けて土地等を使用する場合</td> <td>(3) オートキャンプ場管理棟を使用する場合</td> <td>使用面積1㎡につき1年あたり</td> <td>6,828円 税込(課税)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	単価	公園施設を設置して土地を使用する場合	(1) 駐車場その他の施設(園路・広場・キャンプ場等既存の公園施設)の利用に伴って土地を使用する場合	使用面積1㎡につき1年あたり	743円 税込(課税)		(2) その他の場合(土地のみを使用する場合)	使用面積1㎡につき1年あたり	675円 税抜(非課税)	公園施設の管理の許可を受けて土地等を使用する場合	(3) オートキャンプ場管理棟を使用する場合	使用面積1㎡につき1年あたり	6,828円 税込(課税)
種別	単位	単価																
公園施設を設置して土地を使用する場合	(1) 駐車場その他の施設(園路・広場・キャンプ場等既存の公園施設)の利用に伴って土地を使用する場合	使用面積1㎡につき1年あたり	743円 税込(課税)															
	(2) その他の場合(土地のみを使用する場合)	使用面積1㎡につき1年あたり	675円 税抜(非課税)															
公園施設の管理の許可を受けて土地等を使用する場合	(3) オートキャンプ場管理棟を使用する場合	使用面積1㎡につき1年あたり	6,828円 税込(課税)															
13	(募集要項P12) 特定公園施設の整備に関する条件	特定公園施設の整備に関する条件の「サ」及び「シ」の記載に該当する者については、提出書の受付時に申請者として名を連ねなくても差し支えありませんでしょうか。	差し支えありません。															
14	(協定書等) 貴県との契約先	長期の事業であるため、選定結果の通知を受けた後、SPCを設立し、同社を貴県との契約先とすることは可能でしょうか。	可能です。協定締結は、令和6年9月の県議会の議決後を想定しているため、令和6年7月末までに設立してください。なお、選定結果の通知は令和6年6月下旬を予定しています。また、申請時には、様式4共同企業体協定書と同等の様式を提出してください。															